

第 4 9 号議案

東大和市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市税条例等の一部を改正する条例

(東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第30条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第33条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第30条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第33条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第31条の7第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第31条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の都民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第33条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第33条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第33条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中「であつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）特定配偶者の氏名

第43条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第46条の6中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第59条の2第1項中「の手数料」を「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第59条の2の2第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

付則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第10条の2中第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、第23項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する固定資産税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第10条の2中第22項を第23項とし、第2項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式

等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第18条の3の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第33条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第18条の3の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第33条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第18条の3の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、「第2章第1節第5款」を「同款」に改める。

付則第18条の7の4を削る。

付則第18条の12を付則第18条の13とし、付則第18条の11の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

第18条の12 法附則第15条第44項に規定する都市計画税の課税標準に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第22条の7中「付則第20条」を「付則第19条、第20条」に改める。

付則第22条の8中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

（東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 東大和市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、東大和市税条例第33条の3の3第1項の改正規定中「控除対象

扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第２条第２項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第２１条第２項及び第３３条の３の３第１項並びに付則第５条第１項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１）第１条中東大和市税条例第３３条の３の２の見出し及び同条第１項並びに第３３条の３の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例付則第７条の３の２第１項及び付則第１７条の２第３項の改正規定並びに同条例付則第１８条の７の４を削る改正規定並びに第２条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第３条第１項及び第２項の規定 令和５年１月１日
- （２）第１条中東大和市税条例第３０条第４項及び第６項、第３１条の９第１項及び第２項、第３３条の２第１項ただし書並びに第４６条の６の改正規定並びに同条例付則第１６条の３第２項、付則第１８条の３の２第４項並びに付則第１８条の３の３第４項の改正規定並びに同条第６項の改正規定（「第２章第１節第５款」を「同款」に改める部分を除く。）の改正規定並びに第２条中東大和市税条例等の一部を改正する条例附則第２条第２項の改正規定並びに附則第３条第３項の規定 令和６年１月１日
- （３）第１条中東大和市税条例第１５条の４第１項、第５９条の２第１項及び第５９条の２の２第１項の改正規定並びに次条並びに附則第４条第４項及び第５項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第２条 前条第３号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例第１５条の４第１項（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第２０条の１０の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第３条 第１条の規定による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）第３３条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第３３条の３の２第１項に規定する給与等について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改

正前の東大和市税条例（次項において「旧条例」という。）第33条の3の2第1項に規定する給与等について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第33条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第33条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第25項の規定は、令和4年4月1日以後に指定される新法附則第15条第44項に規定する貯留機能保全区域（次条第2項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例第59条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

5 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例第59条の2の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、

令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- ２ 新条例付則第１８条の１２の規定は、令和４年４月１日以後に指定される貯留機能保全区域内にある土地に対して課する令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用する。